

学校教育活動と著作権

長野県教育委員会

著作権は文化の保護と発展のためにあります。(著作権法 第1条)

演習1 次の図は、学校が保護者向けに発行している「学校だより」の一部(研修用サンプル)です。

・権利侵害の可能性がある部分を書き出してみましよう。

・どのようにしたら権利侵害にならないか考えてみましょう。

(演習の解説は次のページ)



〇〇中学校だより

平成27年11月12日(木)
第16号
発行人: 〇〇中学校長

教育長が来校して授業をしました!

県教育委員会〇〇教育長が、「いじめ」をテーマに本校で授業をしました。「いじめをなくすためにわたしたちができること」というテーマで、各クラスの代表9名、学校長、PTA会長が、教育長の進行で討論をしました。生徒たちからは、「友だちとの関わり方について考えるきっかけになった」「悩んでいる友だちを見かけたら声を掛けようと思う」「友だちとの無料通信アプリを使った会話に気をつけようと思った」などの感想がありました。

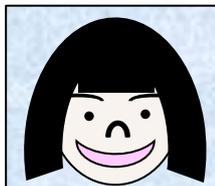
11月は本校の人権強調月間です。ご家庭でも「いじめ」について話題にいただき、

心配なことは学校までご相談ください。

生徒の活躍!

長野県中学生弁論大会で◇◇さんが最優秀賞に選ばれ、12月5日(土)に東京で行われる全国大会に出場することになりました。

右の写真
「頑張ります」と抱負を語る
2年1組◇◇◇◇さん



教育長が中学生に授業
長野県教育委員会〇〇教育長が9日、市立〇〇中学校の全校生徒を対象に「いじめをなくすためにわたしたちができること」というテーマの授業を行った。授業は、教育長がコーディネーター役となり、各クラスの代表9名と学校長、PTA会長がステージ上で討論するパネルディスカッション形式で進化した。参加した1年生△△さんは「いじめをなくすために、まだまだ私たちにできることがたくさんある。日頃の無料通信アプリを使った友だちとの会話についても反省した」と感想を述べた。

★★新聞 平成27年11月10日(火)

日本国憲法

第十一条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。

第十三条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。



雑誌「週刊●▲■」11月号

演習1の解説 (ポイント)

- ① ★★新聞や雑誌「週刊●▲■」の転載について、著作者の了解（許諾）を得る必要があります。
 →保護者向けに発行している「学校だより」は、著作権の制限（授業の過程における使用）には該当しません。
 →法律の条文（憲法や条例など）は著作物ではありませんので、条文を自身でタイピングすれば問題ありません。
- ② 生徒（2年1組◇◇◇◇さん）の氏名や写真の掲載
 →生徒の氏名や写真の掲載（特に同時掲載）については、本人と保護者の同意を得る必要があります。

今回の「学校だより」に、新聞・雑誌の転載や顔写真を掲載する必要が本当にあったのでしょうか？

演習2 以下の行為に問題がない場合には○印を、問題があるものには×印を記入してみましょう。

(演習の解説は次のページ)

| | ○× | 正答 |
|--|--------------------------|--------------------------|
| Q 1 担任している授業で、新聞記事をコピーして生徒に配布したい。 | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| Q 2 研究授業で、生徒に配布したものと同一新聞記事のコピーを参観者に配布したい。 | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| Q 3 市販の問題集を抜粋して冊子をつくり、副教材として生徒に配布したい。 | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| Q 4 担任している授業で、自分が録画したテレビ番組を生徒に見せたい。 | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| Q 5 Q 4の授業が好評だったので、録画したテレビ番組を校内LANのサーバで共有し、他の先生も使えるようにしたい。 | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| Q 6 職員会議資料として、新聞記事をコピーして職員に配布したい。 | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| Q 7 生徒の活躍を紹介するために、新聞記事をコピーしてPTA総会で保護者に配布したい。 | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| Q 8 「学級通信」や「学校だより」に新聞記事を転載し、生徒の活躍を保護者に伝えたい。 | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| Q 9 運動会で、人気歌手の音楽CDを編集してBGMとして流したい。 | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| Q 10 流行した曲をBGMにした卒業記念DVDを作成し、卒業式の当日に上映するとともに記念品として卒業生に配布したい。 | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| Q 11 アニメキャラクターを使った生徒の美術作品を展覧会に出品したい。 | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| Q 12 学校のWebページから、校歌や音楽会の映像を視聴できるようにしたい。 | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| Q 13 保護者に学習内容を知らせるために、学校のWebページに国語の教科書に掲載されている小説を掲載したい。 | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |

演習2の解説 (ポイント)

| 正答 | 解説 (ポイント) |
|-----|--|
| Q 1 | ○ 授業の過程における複製については、著作者の了解 (許諾) を得る必要はありません。 |
| Q 2 | × 授業を受ける生徒へのコピーについては著作者の了解 (許諾) を得る必要はありませんが、参観者への配布については著作者の了解 (許諾) を得る必要があります。 |
| Q 3 | × 授業の過程における使用であっても、著作者の利益を不当に害する場合は了解 (許諾) を得る必要があります。問題集は一人が一冊購入することを想定して販売しています。 |
| Q 4 | ○ 授業の過程における使用については、著作者の了解 (許諾) を得る必要はありません。 |
| Q 5 | × 担任または授業を受けるものによる複製に限られます。校内LANのサーバで共有するなど、誰もが利用できる状態にするところまでは許容されません。 |
| Q 6 | × 職員会議は授業の過程ではないので、著作者の了解 (許諾) を得る必要があります。 |
| Q 7 | × P T A 総会は授業の過程ではないので、著作者の了解 (許諾) を得る必要があります。 |
| Q 8 | × 保護者向けの「学級通信」や「学校だより」は授業の過程ではないので、著作者の了解 (許諾) を得る必要があります。 |
| Q 9 | ○ 授業の過程における使用については、著作者の了解 (許諾) を得る必要はありません。学校行事、部活動、生徒指導、進路指導なども授業の範囲として認められます。 |
| Q10 | × 卒業記念のV T Rを作成して卒業式の当日に上映するところまでは問題ありませんが、複製して配布するためには著作者の了解 (許諾) を得る必要があります。 |
| Q11 | × コンテストや展覧会は授業の過程ではないので、著作者の了解 (許諾) を得る必要があります。 |
| Q12 | × 校歌や音楽会の楽曲にも著作権があります。Webへの公開は、複製および公衆送信になりますので著作者の了解 (許諾) を得る必要があります。 |
| Q13 | × Webへの公開は、複製および公衆送信になりますので著作者の了解 (許諾) を得る必要があります。 |

※上記の×印の行為については、「著作者の了解 (許諾) を得ずに」やってはいけない行為です。
→著作者からの了解 (許諾) を得れば問題のない行為です。

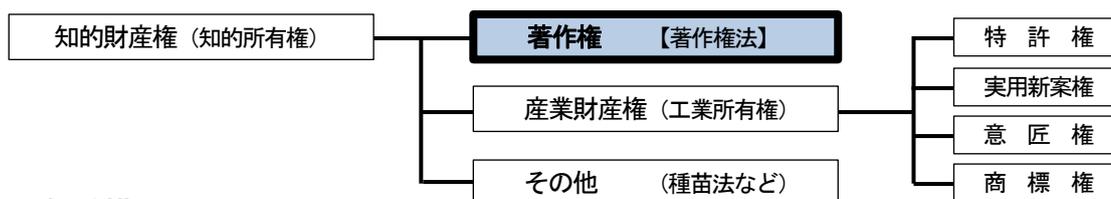


※まずは、複製 (コピー) が本当に必要かどうか検討すること。そして、必要な場合は許諾を得ること。
→事前に相談すれば、教育活動における著作物の利用について一定の理解を示していただける場合が多いです。

- ・子どもは、大人 (教師や保護者) の姿を見て育ちます!
- ・大人が子どもに「お手本を示す」ことが、著作権教育の第一歩ではないでしょうか?

研修のまとめ

著作権は文化の保護と発展のためにあります。(著作権法 第1条)



著作権の制限 (例外措置) とは？

小説、絵、音楽などの作品をコピーする際には、原則として著作者の了解 (許諾) を得る必要がありますが、学校などの教育機関においては、その公共性から例外的に著作者の了解 (許諾) を得ることなく一定の範囲で利用することができます。

著作者の了解 (許諾) を得ずに利用できる主な条件 (詳細は著作権法第30条から50条を参照)

- ① 営利を目的としない教育機関であること！
→実費徴収の範囲であれば適用されます。
- ② 授業を担当する教員や授業を受ける児童生徒がコピーをして使用すること！
→ある教員がコピーしたものを職場等で共有する場合には適用されません。
- ③ 本人 (教員または児童生徒) の授業で使用すること！
→授業には教員の研修も含まれますが、保護者等への講演会における資料配布には適用されません。
- ④ コピーは必要な限度内の部数であること！
→予備、起案、参観者、マスコミなどへの配布部数には適用されません。
- ⑤ 既に公表された著作物であり、原則として、著作物の題名や著作者名などの出所を明示すること！
→他人の作品を引用する場合は、引用の部分を明確に区別して出所を明示するとともに、自身の考えを補強する程度の分量であることが必要です。
- ⑥ 著作物の種類や用途などから判断して、著作者の利益を不当に害しないこと！
→授業の過程における使用であっても、問題集や楽譜などの著作物には適用されません。

ポイント

- ・ 授業には教員の研修も含まれるが、基本的には教育センター等の研修機関における研修が該当する！
→会議は授業や研修ではないので、著作権の制限 (例外措置) には該当しません。
(会議ではなく研修であることを明確にしておく必要があります。)
- ・ マスコミ等の取材により、著作物が映像や記事として公開される可能性がある場合は、公開しようとするマスコミ側に著作権上の権利問題を処理する責任がある！
→外部講師を招聘する場合、マスコミへの公開について講師に許諾を得る必要があります。
- ・ 研修用資料等をWebに公開する場合は、著作権の制限 (例外措置) には該当しない！
→公開するためには、著作権等の問題をクリアしたテキストや資料を作成する必要があります。

著作物の複製 (コピー) や引用をする前に考えましょう！

- ・ 複製 (コピー) や引用が本当に必要なかどうか？ (必然性と妥当性)
- ・ 著作権上の権利問題について不安なときには著作者に許諾 (了解) を得ること！
→著作権は文化の保護と発展のためにあります。

参考資料 文化庁長官官房著作権課「学校における教育活動と著作権」
公益社団法人著作権情報センター (CRIC) ホームページ <http://www.cric.or.jp/>
相談先 公益社団法人著作権情報センター (CRIC) 著作権相談専用電話 03-5348-6036